

# 新潟県林業労働力確保改善計画認定要領

平成9年5月1日林第104号  
一部改正 平成10年12月25日林第748号  
平成18年3月23日林第1139号  
平成27年3月26日林第1145号  
平成28年5月9日林第156号  
令和3年3月2日林第980号

## 第1 目的

この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条の規定に基づき、意欲ある林業事業主が作成した、労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての林業労働力確保改善計画（以下「改善計画」という。）を認定するために必要な事項について定めるものとする。

## 第2 申請者の資格

改善計画の申請者の資格は、法第2条第2項に規定された林業労働者を雇用して森林施業を行う事業主とする。

## 第3 改善計画の作成

- 1 改善計画は本要領で定める様式により作成するものとする。
- 2 新潟県（林政課、地域振興局又は地区振興事務所（以下「地域振興局等」という。）、労働局、森林管理局（署）等関係機関・団体は、改善計画の作成を支援する。

## 第4 改善計画の認定基準

改善計画は、次に掲げる雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に取り組む場合に認定する。

- 1 常用林業労働者を5人以上雇用、または、5年間に5人以上に増加する計画であること。雇用労働者が5人に満たない事業主にあつては、共同で改善計画の認定を申請することができる。（以下「共同改善計画」という。）
- 2 素材生産を行う事業体は、素材生産事業に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上増加する計画であること。
- 3 素材生産を行う事業体は、事業規模の拡大については以下の基準に合致する計画であること。
  - a 素材生産事業に係る年間事業量が3,500m<sup>3</sup>未満の事業主にあつては、5年間で7割以上素材生産事業量が増加する計画であること。

- b 3,500 m<sup>3</sup>以上5,000 m<sup>3</sup>未満の事業主にあつては、5年後の素材生産量が6,000 m<sup>3</sup>以上になる計画であること。
  - c 5,000 m<sup>3</sup>以上の事業主にあつては、5年間で2割以上素材生産事業量が増加する計画であること。
- 4 雇用管理者の選任、就業規則の作成が完了しており、「労働保険適用事業所」「社会保険適用事業所」であること。また、雇用管理体制の充実、労働環境の向上等を効率的に推進する計画であること。
  - 5 高性能林業機械等の導入、林業作業士等基幹的林業技能者の配置・養成をする計画であること。

## 第5 改善計画認定の申請手続

- 1 改善計画の認定を受けようとする事業主は、改善計画認定申請書（様式1～2）1部及びそれらの写し2部に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所所在地を管轄する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 事業主が他の事業主若しくは林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と共同して行う改善計画の認定申請は、共同改善計画認定申請書（様式3～4及び2）1部及びそれらの写し2部に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所所在地を管轄する地域振興局長等に提出するものとする。
- 3 申請書を受理した地域振興局長等は意見書を添付の上、知事に改善計画認定申請書1部及びそれらの写し1部に所要の添付資料を添えて、提出するものとする。

## 第6 改善計画の認定

- 1 知事は、第4の認定基準に基づき、改善計画の妥当性を審査し、適当と認めた場合、速やかに認定するものとする。
- 2 知事は、改善計画の認定を行った場合、計画の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）に通知する（様式5）とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局（署）及び支援センターに通知する（様式6）ものとする。

## 第7 改善計画の変更

- 1 認定事業主は、当該認定に係る改善計画の内容を変更しようとする場合は、改善計画変更申請書（様式7）により、第5、第6に準じた承認を得なければならない。
- 2 変更の承認を必要とする事項は、次のとおりとする。

### （1）改善措置の目標を変更する場合

ただし、事業規模拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年

度（会計処理上、歴年を採用している事業主の場合には、歴年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する3割を越えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。

(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

(4) 改善計画の実施期間を変更する場合

(5) 改善措置の実施時期を変更する場合

ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。

(6) 改善措置の実施にかかる資金計画について、「改善計画認定申請書」の各内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

なお、その他の認定計画の軽微な変更については、「改善計画変更届出書」（様式8）の受理をもって変更に代えることができる。

3 知事は、認定計画の変更の認定を行った場合、申請者に通知する（様式9）とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局（署）及び支援センターに通知する（様式10）ものとする。

4 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めて概ね5年間以内とする。

## 第8 改善計画の認定の取消し

知事は、認定事業主が認定計画に従って改善措置を実施していないと認めるとき、あるいは認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が法第5条第3項1～5号の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、その認定を取り消すことができる。

なお、認定の取り消しを行った場合は、申請者に通知する（様式11）とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局（署）及び支援センターに通知する（様式12）ものとする。

## 第9 改善計画実施状況等の報告

### 1 支援センターとの共同計画の場合

(1) 認定事業主は毎事業年度の改善計画の実施状況について、「改善措置実施状況報告」（様式13）を当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに支援センターに提出するものとする。

(2) 支援センターは、毎事業年度の実施状況についてとりまとめ、所在地を管轄する地域振興局等を経由のうえ知事に報告するものとする。

(3) 認定事業主は改善計画の実施期間が終了したときは、速やかに雇用管理及び事業に関する状況について、「改善措置実施結果報告」（様式14）を支援

センターに提出するものとする。

- (4) 支援センターは、前項についてとりまとめ、事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由のうえ知事に報告するものとする。

## 2 単独計画の場合

- (1) 認定事業主は毎事業年度の実施状況について、「改善措置実施状況報告」(様式13)を事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由の上、知事に報告するものとする。

なお、報告期限は、上記1の(1)に準じるものとする。

- (2) 認定事業主は改善計画の実施期間が終了したときは、雇用管理及び事業に関する状況について、「改善措置実施結果報告」(様式14)を事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由の上、速やかに知事に報告するものとする。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林  
施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措  
置についての計画認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所  
の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

- 1 営業内容 ( )  
2 営業組織 ( )

郵便番号 〒 ー

電話番号

木材業者登録番号

設立年月日 年 月 日 設立

営業年数 年

資本金（出資金） 円

- 3 登記事項証明書又は住民票（別添のとおり）  
4 納税証明書 （別添のとおり）  
5 改善計画 （別紙のとおり）  
6 改善計画の対象となる事業所の名称  
及び住所

- 7 本都道府県以外に営業区域に含まれる都道府県

様式 2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

1 改善計画の対象となる事業所

名 称	住 所

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 事業主の労働力の需給の動向

(記載要領)

事業主の最近の労働力需給の状況について記載すること。

(2) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数(雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績		
	林業現場作業職員	事務系等職員	計
常 用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨 時・季 節	人	人	人
そ の 他	人	人	人
合 計	人	人	人

(記載要領)

- 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。
- その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(3) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名	
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	労災保険の保険料率 % 事業の種類 メリット制の適用
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 無災害の達成状況

区 分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局長による 無災害記録証					

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、( )内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

(記載要領)

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、募集・採用その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。
- 2 就業規則を制定している場合には、それを添付すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( ) から ( )

区 分		事 業 量		売上高 (単位:百万円)
林業	素材生産業	主 伐	m3( m3)	百万円
		間 伐	m3( m3)	百万円
		計	m3( m3)	百万円
	造林業	植 付	ha( ha)	百万円
		下 刈 り	ha( ha)	百万円
		そ の 他	○( ○)	百万円
			○( ○)	百万円
			○( ○)	百万円
	計		百万円	
	上記以外の林業		○( ○)	百万円
林業関連その他		○( ○)	百万円	
合 計		—	百万円	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( )書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

	区 分	事 業 区 域	備 考
林業	素材生産業		
	造林業		
	上記以外の林業		
林業関連その他			

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。



オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
フォレストワーカー(林業作業士)	人	
フォレストリーダー(現場管理責任者)	人	
フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	人	
森林作業道作設オペレーター	人	
森林施業プランナー	人	
技術士	人	
技能士	人	
林業技士	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
合 計	人	

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
  - エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
  - オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
  - カ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
  - キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)とする。
- 2 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。



(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役職員及び組織

(ア) 役員数（常勤） 名 （非常勤） 名

(イ) 職員数

区 分	採 用 計 画					目標年次 の職員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業 現場 作業 職員	常 用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	臨時・季節	人	人	人	人	人
	そ の 他	人	人	人	人	人
	合 計	人	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)に同じ。
- 2 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数に加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区 分	内 容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金（出資金）の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金（出資金）を増資する場合には、増資する額及び資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理

(ア) 雇用の安定化

改善措置 の目標	
年 次	改善措置の内容
1年次	
2年次	
3年次	
4年次	
5年次	

(イ) 労働条件の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(ウ) 募集・採用の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(エ) 教育訓練の充実

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(オ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(カ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

ウ 事業の合理化

(ア) 事業量の安定的確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 事業の種類及び事業区域

区 分	事業拡大の目標及び内容	事業区域	実施時期
素 材 生 産 業			
造 林 業			
上記以外の林業			

(記載要領)

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材生産業	主 伐	m3	m3	m3	m3	m3	
	間 伐	m3	m3	m3	m3	m3	
	計	m3	m3	m3	m3	m3	
造林業	植 付	ha	ha	ha	ha	ha	
	下 刈り	ha	ha	ha	ha	ha	
	その他		○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
計							
上記以外の林業		○	○	○	○	○	

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

c 雇用量

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材生産業	主 伐	人日	人日	人日	人日	人日	
	間 伐	人日	人日	人日	人日	人日	
	計	人日	人日	人日	人日	人日	
造林業	植 付	人日	人日	人日	人日	人日	
	下 刈り	人日	人日	人日	人日	人日	
	その他		人日	人日	人日	人日	人日
			人日	人日	人日	人日	人日
			人日	人日	人日	人日	人日
計	人日	人日	人日	人日	人日		
上記以外の林業		人日	人日	人日	人日	人日	

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置 の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 労働生産性

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生産業	主伐	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	
	間伐	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	
	計	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	m3/人日	
造林業	植付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	下刈り	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	
	その他		〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日
			〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日
			〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日
計							
上記以外の林業		〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日	〇/人日	

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した値とする。

b 資本装備（機械保有台数）

機 種	整 備 計 画					目標年次 の保有台 数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
グラップル	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
フェラーバンチャ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
スキッダ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
プロセッサ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
ハーベスタ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
フォワーダ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
タワーヤーダ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
スイングヤーダ	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)
合 計	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)	台 台)

（記載要領）

- 1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械及びレンタル機械を含めること。ただし、レンタル機械は（ ）書外数とすること。
- 2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のエの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数とすること。

(ウ) 林業労働者のキャリア形成支援

改善措置 の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
フォレストワーカー(林業作業士)	人	人	人	人	人	人
フォレストリーダー(現場管理責任者)	人	人	人	人	人	人
フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	人	人	人	人	人	人
森林作業道作設オペレーター	人	人	人	人	人	人
森林施業プランナー	人	人	人	人	人	人
技術士	人	人	人	人	人	人
技能士	人	人	人	人	人	人
林業技士	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(エ) その他の事業の合理化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

#### 4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

##### ア 雇用管理の改善

区 分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘 要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善		千円			
募集・採用の改善		千円			
教育訓練の充実		千円			
高年齢労働者の活躍の促進		千円			
その他の雇用管理の改善		千円			
合 計		千円			

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

##### イ 資本装備等

区 分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘 要
事業量の安定的確保		千円			
生産性の向上		千円			
林業労働者のキャリア形成支援		千円			
その他の事業の合理化		千円			
合 計		千円			

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を( )書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

様式 3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林  
施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措  
置についての共同計画認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

代表者の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

- 1 構成員 (別紙のとおり)
- 2 改善計画 (別紙のとおり)  
(構成員の個別の改善計画についても添付のこと)

様式 4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	木材業者登録番号	資本金	従業員数
					千円	人
					千円	人
					千円	人
					千円	人
					千円	人
					千円	人
					千円	人
支援センター						

2 事業策定事業主の労働力の需給の動向

--

3 計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

1 雇用管理の現状
2 事業の現状

(記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善、募集・採用の改善、教育訓練の充実、高年齢労働者の活躍の促進その他の雇用管理の現状及び事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成支援その他の事業の現状について、共同して4の(2)の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

4 共同の改善措置の計画

(1) 共同改善計画の実施期間

から
----

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、5年間(終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで)以内とする。

(2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
雇用の安定化		人
労働条件の改善		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

(記載要領)

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

イ 事業の合理化

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
林業労働者のキャリア形成支援		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

ア 雇用管理 ( )

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化（ ）

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金の調達方法

年次	項目	調 達 方 法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	
2年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	
3年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	
4年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	
5年次	雇用管理の改善	千円	千円	千円	千円	
	事業の合理化	千円	千円	千円	千円	
	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	

5 センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容

(1) 募集従事者

氏 名	
役 職	

(記載要領)

センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃 金	
労働時間及び休日	
その他の募集内容	

(記載要領)

共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

6 その他

共同改善措置の実施体制図(別添のとおり)

様式 5

改善計画認定通知書（申請者用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定により認定したので通知します。

1 認定期間

年 月 日～ 年 月 日

2 認定番号

様式 6

改善計画認定通知書（関係機関用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

下記の者から申請のあった改善計画について、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定により認定したので通知します。

記

申請者

改善計画変更認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により申請します。

記

1 変更事項の内容（別添のとおり）

2 変更の理由

--

（添付資料）

- (1) 変更後の内容を記載した様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るための措置についての計画書」(共同改善計画の認定事業主にあつては様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るための措置についての計画書」)
- (2) 様式13「改善措置実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定事業主の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものを除きます。)

様式 8

## 改善計画変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付で認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
- 2 変更の理由

様式9

改善計画変更認定通知書（申請者用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第3項の規定により認定したので通知します。

様式 10

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

下記の者から申請のあった改善計画の変更について、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

記

申請者

改善計画認定取消通知書（事業主用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

年 月 日付で認定をした の改善計画は、下記理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由が無い限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

取消しの理由

様式 12

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

年 月 日付で認定をした貴殿の改善計画は、下記理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消しの理由

改善措置実施状況報告

年 月 日付で認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（年次）を報告します。

年 月 日

新潟県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	その他の雇用管理の改善①		
	その他の雇用管理の改善②		
事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	林業労働者のキャリア形成支援		
	その他の事業の合理化①		
	その他の事業の合理化②		

（記載要領）

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状（ 年次 ）

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

（常勤） 名 （非常勤） 名

(イ) 職員数（雇用形態別）

雇用形態	雇 用 実 績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計	
常 用 (うち通年)	人 ( 人 )	人 ( 人 )	人 ( 人 )	人 ( 人 )
臨 時・季 節	人	人	人	人
そ の 他	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

(記載要領)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名	
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名
		役職	氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)
		(別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備考
労 災 保 険	人	労災保険の保険料率 % 事業の種類 メリット制の適用
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚 生 年 金 保 険	人	
林 業 退 職 金 共 済 等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

## (3) 事業内容

## ア 事業実績

事業期間 ( ) から ( )

区 分		事 業 量	売上高 (単位:百万円)
林業	素材生産業	主 伐	m3( m3) 百万円
		間 伐	m3( m3) 百万円
		計	m3( m3) 百万円
	造林業	植 付	ha( ha) 百万円
		下 刈り	ha( ha) 百万円
		そ の 他	○( ○) 百万円
			○( ○) 百万円
	計	○( ○) 百万円	
	上記以外の林業	○( ○) 百万円	
	林業関連その他	○( ○) 百万円	
合 計	—	百万円	

## (記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( )書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

## イ 事業区域

区 分	事 業 区 域	備 考
林業	素材生産業	
	造林業	
	上記以外の林業	
林業関連その他		

## (記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。



オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
フォレストワーカー(林業作業士)	人( 人)	
フォレストリーダー(現場管理責任者)	人( 人)	
フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)	人( 人)	
森林作業道作設オペレーター	人( 人)	
森林施業プランナー	人( 人)	
技術士	人( 人)	
技能士	人( 人)	
林業技士	人( 人)	
	人( 人)	
	人( 人)	
	人( 人)	
	人( 人)	
	人( 人)	
合 計	人( 人)	

( 記載要領 )

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
  - ア フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
  - エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)とする。
  - オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。
  - カ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。
  - キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)とする。
- 2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を( )書内数として明記すること。

改善措置実施結果報告

年 月 日付で認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

年 月 日

新潟県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	高齢労働者の活躍の促進	
	その他の雇用管理の改善①	
	その他の雇用管理の改善②	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	林業労働者のキャリア形成支援	
	その他の事業の合理化①	
	その他の事業の合理化②	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善計画実施結果報告」と併せて報告すること。